

# 栃木県の愛護動物行政ご担当各位さまにお願いいたします。



愛護動物は命あるものであることにかんがみ、人との共生に配慮する、との法の精神のもとで、愛護動物行政推進の為の御尽力に有り難く厚く御礼申し上げます。

動物の保護及び管理に関する法律が改正されたこともあり、栃木県や県内各地域行政などでは、愛護動物に関する措置要項や条例等の見直し、及び制定等が推進されていることとします。

今般、改正動物愛護法、狂犬病予防法及び鳥獣保護法や、法に関わる政令や条例、措置、規則、通知などが制定される以前からの、現行法などに準拠しない慣習が、法などの施行以後も、観念的に継承されているのではないかと、などとの危惧が広がりました。

古くからの慣習などとして、愛護動物施策が現行法などに準拠しない疑いそのまま継続する行為の多くは「愛護動物から人への侵害を防ぐ為の苦情処理対策」などともいわれていました。しかし、昭和48年以降に法や政令または通知などが運用され「動物の生命尊重」あるいは「動物は命あるものであることに鑑み」とされ「人は動物との共生に配慮する」などとの法の精神が施行され、動物の愛護及び管理、または保護や擁護に関する実行事態は行政施策で定められることともされています。

例えば、愛護動物管轄官省では、愛護動物の捕獲に関して、「その目的、手段、態様等によっては虐待（法改正後は殺傷）と判断される場合もある」と示していますし、愛護動物の引き取りは、「飼い主が終生飼養の責務を放棄すべき、やむを得ない事態での緊急避難措置として位置づけられる」ともしています。しかし、栃木県内の機関等では、犬及びねこの引き取りに関する問い合わせについて、「瞬時に飼い主が判明がしない場合には、捕獲用具でねこを捕らえた後、拾得物などとして引き取り依頼した際には、法の精神を超えるものではない。或いは、ねこからの迷惑被害を受けている前提条件のある際にも引き取る。」などと示唆された事例も一部にはありました。さらに、引き取り依頼書には、法などで定める飼い主などに対する責務を緩和する措置とも判断される事項が「引き取りの理由」の選択項目として複数記載されています。

上記はほんの一例ですが、それらの行政行為が時として法の精神に準拠しない恐れのある事態であっても、法の施行以前からの慣習などの観念に従い、実行措置に適用されてしまうのではないかと、などの危惧が広がってまいります。動物の取扱業や飼い主に対する法などの普及啓発や教育指導のほか、規則、監視、命令、罰則など執行体制の充足などに、県が課題として積極的に取り組まれているとする中でも起こりうる事態です。

このため、放置放浪犬及びねこ等がなくなるなどの現象が如実です。過去の不適切な愛護動物風潮を払拭し、また次世代につなげる適切な愛護動物施策の普及啓発措置を県が実行するに際して、多くの課題を乗り越えることに、命ある動物と人との共生への配慮を真摯に思う者たちはその労を惜しまないものです。

県などが緊急避難措置として引き取らざるを得ない愛護動物が有る機会には、その機会を減少させるための、抜本的な施策の実行を求めるとともに、万障やむを得ず引き取った愛護動物への飼養の継続、及び飼養機会を与えるためのシステムの構築などが求められるものです。法の精神を実行する愛護動物施策は栃木県知事を始め、警察、消防、教育委員会などが互いに連携し実を結ぶものであり、栃木県内の各機関が一体となった適切な愛護動物行政の、より一層の施策推進が切実緊急に望まれています。

また、災害等は緊急に発生し「人命優先」ともいわれます。しかし「命ある動物」を愛護及び管理或いは保護や擁護できるのは人間だけです。災害時に栃木県が定める基本計画や措置等に、予め愛護動物対策への配慮が求められています。緊急災害時に避難所に流用される公的な建造物には、平素の建設計画段階から愛護動物付帯設備を併設するなどの措置及び、飼い主などに対する緊急災害時の動物救護措置の普及啓発などが併せて望まれるものです。

1. 愛護動物は命あるものであることに鑑み、人と動物との共生に配慮してください。
2. 動物愛護法及び、政令などの法の精神を尊んでください。
3. 県内の各行政機関は連携し、動物の愛護或いは保護及び管理に関する普及啓発に努め、教育や指導及び監視のほか、法に準拠した適切な執行を推進してください。
4. 緊急災害時の基本対策には動物への適切な施策を盛り込んでください。

以上法などに準拠した、適切な愛護動物行政の推進を、署名録を添えてお願いいたします。  
この「お願い」は栃木県の愛護動物行政推進に寄与することを目的にされています。

栃木県知事殿 同警察殿 同消防殿 同教育委員会殿

月/日	氏名	住所	印
1			
2			
3			

この用紙は複写してお使いください。  
記入済みの用紙は右まで直接郵送してください。  
郵送の封書に差出人住所氏名は必ず記入してください。  
上記のほか、真摯な意見などは別紙にて添付してください。  
アニマルウェルフェア連絡会

郵  
送  
先

〒320-8501  
栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県庁保健福祉部環境衛生課 気付  
愛護動物行政ご担当者さま